

令和6年度 第2回 東松山市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時	令和6年10月4日(金)		開 会	午後1時30分		
			閉 会	午後2時45分		
開催場所	東松山市総合会館 304会議室					
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 諮 問 4 議 事 諮問事項 (1) 東松山市国民健康保険税の税率等について 5 そ の 他 6 閉 会					
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数		1 人	
委 員	会 長	島田 安三	出席	委 員	盧 勇	欠席
	副会長	林 正治	出席	委 員	新井 稔明	欠席
	委 員	椎名 和昭	出席	委 員	大塚 幟	欠席
	委 員	上 萬里子	出席	委 員	井上 辰憲	出席
	委 員	横田美代子	出席	委 員	笛木 久子	出席
	委 員	倉本美奈子	出席	委 員	矢萩 義則	欠席
	委 員	澤田 勘孝	出席	委 員	風間 千草	出席
	委 員	須田 清美	出席			
事 務 局	健康福祉部長 田嶋 靖洋		健康福祉部次長 山口 勉			
	保険年金課長 柴崎 恭史		保険年金課副課長 小見 慶治			
	保険年金課主査 真鍋 修章		収税課長 長谷川宣子			

次 第	顛 末
1 開 会	— 事務局開会宣言 — (本日の出席委員数は 11 名、東松山市国民健康保険に関する規則第 5 条第 3 項の規定による定足数に達しているため、会議が成立したことを報告)
2 あいさつ	— 島田会長あいさつ —
3 諮 問	(健康福祉部長から島田会長に諮問書を手交)
4 議 事	<p>小見副課長 本協議会の会議は、東松山市国民健康保険に関する規則第 5 条第 1 項の規定により、会長が議長となることとされておりまして、以降の進行は、島田会長にお願いいたします。</p> <p>島田会長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。 (会議録の署名委員について、倉本委員と井上委員を指名) (会議は公開するものとし、傍聴申込みの有無を事務局に確認)</p> <p>小見副課長 傍聴申込みは1名です。 (傍聴者 1 名が許可を受けて入室)</p> <p>島田会長 それでは、議事に入ります。 諮問事項(1)東松山市国民健康保険税の税率等についてについて、事務局から説明をお願いします。</p> <p>柴崎課長 — 諮問内容・会議資料について説明 —</p> <p>島田会長 説明が終わりました。ご意見等ありましたら、ご発言願います。</p> <p>林副会長 何点か意見を述べさせていただきます。 まず、令和 9 年度の市町村標準保険税率に向けて、段階的に税率を引き上げていくことは、県内市町村の国民健康保険の保険税水準を統一化していくという観点からすれば、ある程度はやむを得ないものと考えます。 また、今後の市町村標準保険税率の算出について、今までの市町村標準保険税率の伸び率を勘案して推計するという方法は、妥当と思われま。す。 低所得者に向けての対策としては、基準に則った軽減とのことですが、</p>

国民健康保険は所得水準の低い方が多く加入している状況が見られます。低所得者向けの軽減策はありますが、保険税率を全体的に抑えるために、国庫補助などの助成を効果的に得られるよう要望すべきだと考えます。

次に、同一県内の市町村においては、医療費の多寡による保険税水準の格差はなくなるとのことですが、これまで、医療費による調整を行った上で税率が決まってきたという経緯があります。県内の税率を統一するという方針があるとしても、健康づくり施策や予防検診に力を入れて医療費を抑えている自治体については、保険税率を低く抑えることで、その努力に報いるということも要望できればと思います。ただし、この場合は、受診の抑制に繋がらないよう、慎重に進めることが必要です。

最後に、国民健康保険の状況について、市広報紙にお知らせを掲載しているとのことですが、税率等の改定にあたっては、機会があるごとに周知を図ることが大切です。今後、加入者の理解が得られるように広報活動を行っていただきたいと思います。

柴崎課長

税率を抑えるためには、会議資料「国民健康保険 財政負担の概念図」の一番左に記載の「県内市町村国保 全体の医療費総額」を圧縮することが考えられ、そのためには、健康づくり・保健事業を通じて、医療機関にかかる前の予防、早期発見・早期治療を進めることで、医療費の適正化を図ることが必要と考えています。ご意見いただきました国庫補助などの助成は、図の真ん中に記載の「公費等」の部分が該当し、この部分の割合が増えれば、事業費納付金を納付するために市が徴収しなければならない保険税が減ることとなり、税率を抑えることができます。市としては、他の自治体と連携し、全国市長会などを通じて、毎年、国に要望しており、今後も要望を続けていきたいと考えています。

次に、医療費の多寡による税率の調整につきましては、国民健康保険の事業の広域化が進められている中、国・県では、医療費の水準による税率の差異は設けないという考え方を前提としているため、健康づくり・保健事業を効果的に行っているから税率を下げるということは認められないものと考えられます。その代わりに、国からの交付金の算定基準において、保健事業にどれくらい力を入れているかということが評価項目となっており、事業を実施することで交付金が入ってくるため、そうした財源を活用して保健事業の充実を図るということは可能です。

広報については、資料のとおり、本年度は市広報紙においてリレー方式で3回の掲載を予定していますが、広報紙を読まない方もいるため、納税

	<p>通知書の同封物などを通じて、税率改定の経緯や今後の見通しなどをお知らせしたいと考えています。</p>
井上委員	<p>会議資料「国民健康保険事業基金」の年度末基金残高の推移のグラフでは、令和7年度から税率を改定することで、基金残高の減り方が緩やかになっていますが、令和9年度以降、基金残高が0となるということは危惧されないのでしょうか。</p>
柴崎課長	<p>資料のグラフでは、税率を改定しない場合は、緑色の点線のとおり令和8年度中に基金残高が0となり、諮問のとおり税率改定した場合は、赤色の点線のとおり減り方が緩やかとなる見通しを示しています。令和9年度以降は、県より、事業費納付金を支払うに足りる標準保険税率が提示され、各市町村は県が提示する標準保険税率どおりに税率を設定することとなるため、税収の不足分に基金を充てるということとはなくなる見込みです。このため、グラフ中の赤色の点線については、令和9年度以降、横ばいに近い形となることも想定されますが、実際には、収納率の状況などが予測と異なる場合があるため、多少の変動はあるものと考えています。</p>
椎名委員	<p>会議資料「税率改定に伴う保険税額（年税額）の増加」で、4人世帯のモデル4とモデル5では、第1子・第2子が中学生・小学生と小学生・未就学と異なりますが、同じ収入で税額が異なる理由を教えてください。</p>
柴崎課長	<p>未就学児については、均等割額が半額になるという軽減策があるため、その影響で、モデル5の世帯はモデル4よりも税額が低くなっています。</p>
椎名委員	<p>国民健康保険事業基金の残高が目減りしていくことについて、これは以前に積み立てていたものがあって、今後も積み立てていかなければならないものなのでしょうか。</p>
柴崎課長	<p>以前は、当市も一般会計から法定外繰入を行っており、その分が徐々に蓄積され、平成30年度末時点で約20億円の残高がありました。平成30年度以降については、一般会計から法定外繰入を行わないこととする県方針が示されましたので、法定外繰入は行わず、歳入の不足は、基金から年平均2億3千万円程度を繰り入れて対応してきました。保険税率が準統一となる令和9年度以降については、税率の引下げを目的とした基金の取崩</p>

	<p>しは行わないこととする県方針が示されていますので、それまでのように残高が大きく減っていくということではなく、保健事業の財源に基金を充てる場合など、細かい部分の変動のみになるものと考えられます。</p>
<p>島田会長</p>	<p>時系列でいえば、本来は保険税率を上げる必要があったところに基金を取り崩して税率を据え置いた結果、標準的な税率との間に乖離が生じてしまったため、令和9年度に向けて段階的に乖離を減らしていこうということだろうと思います。</p> <p>会議資料「国民健康保険事業基金」の年度末基金残高の推移について、令和7年度から税率を改定した場合は、令和8年度末の時点で2億円ほどの残高を見込んでいます。この残高の見込みは、医療費総額が前年とほぼ同じと仮定した場合、令和7年度の税率改定によって歳入が増えたことを加味した上での残高ということでしょうか。</p>
<p>柴崎課長</p>	<p>税率を改定した場合の歳入増を見込んでの残高となります。</p>
<p>島田会長</p>	<p>この基金は、税収の不足を埋めるだけではなく、保養所の利用補助や、令和4年度から特定健診の自己負担金1,000円を無料としています。その財源としても使われていると思います。そうした事業の内容について、金額も含めて具体的に教えてください。</p>
<p>柴崎課長</p>	<p>基金の使い道は、大きく分けて主に3つあります。</p> <p>1つめは、税率を低く抑えていることに対する補填として使っているもので、年平均で2億3千万円程度です。</p> <p>2つめは、保険税や交付金など大きな金額が歳入に入ってくる時期は例年8月以降となりますが、それまでの間、県への事業費納付金などを支出する必要があるため、一旦基金から繰り入れて支出し、次年度に立て替えた分を基金に返すといった一時的な資金繰りのための活用です。</p> <p>3つめは、保健事業に充てているものです。なお、県方針では、税負担の統一と合わせて、保健事業についても県内のレベルを概ね同じにしようとする動きとなっています。とはいえ、市町村ごとに特色ある事業を実施することはあります。例えば、特定健診の無料化の財源には基金を充てています。令和5年度実績で健診を受けた方が約4,600人ですので、無料化にあたり約460万円を使っています。また、保養所の利用補助については、事業を行っていない自治体も多数ある中で、本市では事業を続けており、</p>

	<p>令和 5 年度には約 400 人の利用実績があり、1 件 3,000 円の補助のため、約 120 万円を使っています。こうした本市独自の事業に対しまして、基金を活用しています。</p>
<p>島田会長</p>	<p>参考資料「令和 6 年度 全体分（2 方式の 50 市町村のみ抜粋）」によると、現在は税率がとても低い自治体もありますが、県方針のとおり令和 12 年度より保険税水準が完全統一となった際は、現在はグラフ上に点在している各市町村の均等割額・所得割率が、一つの点に集約するという考えでよろしいですか。</p>
<p>柴崎課長</p>	<p>保険税水準が準統一となる令和 9 年度より、各市町村は県が市町村ごとに示した標準保険税率どおりに税率を設定することになります。さらに、完全統一となる令和 12 年度以降は、基本的には県内は同一の税率となるため、グラフ上は一つの点に集約していく形となります。</p>
<p>島田会長</p>	<p>他に、ご質問、ご意見はございますか。</p> <p>— なし —</p> <p>それでは、ご質問、ご意見については、ひとまず出尽くしたものと思われれます。</p> <p>今回は諮問を受けていますので、本協議会としての答申をまとめる必要があります。まず、諮問された税率等について、意見をまとめたいと思いますが、令和 7 年度の税率等について、この改定案の妥当性については、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p> <p>異議なしとの声がありましたが、他にご意見はありませんか。</p> <p>— なし —</p> <p>それでは、本協議会としては、諮問された税率等は妥当であるという意見としたいと思います。</p> <p>続きまして、答申に付帯する意見につきまして、これまで様々な意見が</p>

ありましたが、改めて、ご意見などありましたら、ご発言を願います。

— なし —

それでは、答申の付帯意見につきましては、これまでの会議で出された意見をまとめて付帯することとし、その取りまとめは会長に一任する形でいかがでしょうか。

— 異議なし —

これまでの経緯・経過を見てきて、付帯する意見について考えた場合、まず、令和 7 年度の税率改定を受けて、それを加入者が見るのは市から届く納税通知書となります。改定の必要性について事前に市広報紙で情報発信していたとしても、果たしてどれだけの方が広報紙を見ているのかということが懸念されます。そのため、税率改定の背景や経緯及びその効果についてまとめ、納税通知書などを送付する際に同封し、市民の方々のご理解を得ていただきたい。

こうした意見を答申に付帯したいと考えておりますので、皆様のご了解をいただければと思います。

— 一同了承 —

他に、ご質問、ご意見はございますか。

— なし —

それでは、答申の内容については、まず、税率等の改定案は妥当とした上で、これまでに出されたご意見を私の方で取りまとめて付帯意見として記載し、後日、事務局にお返ししたいと思います。よろしいですか。

— 一同了承 —

ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

本日の議題については、以上でございますが、これまでの内容について、改めて確認したい事項やご意見などございますか。

	<p>— なし —</p> <p>それでは、以上をもちまして、全ての議事を終了しました。議長の役を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>5 その他</p> <p>小見副課長</p> <p>椎名委員</p>	<p>— 今後の予定について事務連絡 —</p> <p>特定健診の実施について、商工会会員向けの健診日を設けていただき、ありがとうございました。来年度も引き続き実施していただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>6 閉 会</p>	<p>— 林副会長あいさつ —</p> <p>— 事務局閉会宣言 —</p>
<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>令和6年10月11日</p> <p>署名委員 <u>倉本美奈子</u></p> <p>署名委員 <u>井上 辰憲</u></p>	